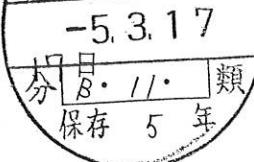


別記様式（第8条関係）

| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 補佐官 | 係長 | 局員 | 係員 |
|----|-----|----|----|-----|----|----|----|
| | | 児玉 | | | | | |

令和5年3月



鹿屋市議会議長

花牟禮 薫 様

鹿屋市議会議員 伊野 幸二



令和4年度鹿屋市議会政務活動費收支報告書

鹿屋市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 収入

政務活動費 220,000円2 支出 200,704円

(単位：円)

| 項目 | 金額 | 備考 |
|----------|----------|---|
| 調査研究費 | 52,174円 | 7月21日～23日（東京都） 研修費① 48,000円 研修費② 20,870円÷5 4,174円 |
| 研修費 | | |
| 広報費 | 126,070円 | 広報紙1,000部 44,000円 封筒印刷代込み725部 33,495円 郵送代 48,575円 |
| 広聴費 | | |
| 要請・陳情活動費 | | |
| 会議費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | 22,460円 | 南九州新聞 年間購読代 15,600円 地上 年間購読代 6,860円 |
| 人件費 | | |
| 事務所費 | | |
| 計 | 200,704円 | |

※備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 19,296円

調査研究費 領収書等貼付台紙

007746

領 収 証

鹿屋市議会議員

伊野 幸二 様

2022年6月30日

金 | | | | 4 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0

但 福原下り修賀Y12

上記の通り正に領收取致しました。

有限会社 希

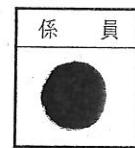
代表取締役 濱 松 正

桜観光 そよ風

〒893-0014 鹿児島県鹿屋市寿1丁目1番1号

0994-43-1111

- 現 金
 カ ー ド
 小 切 手
 銀 行 振 込



令和4年7月20日 お土産代

$$2000\text{円} \times 4 = 8,000\text{円}$$

令和4年7月21日 高速代 末吉財部～溝辺

$$1,380\text{円}$$

令和4年7月21日 モノレール代 羽田空港～浜松町

$$500\text{円} \times 5 = 2,500\text{円}$$

令和4年7月21日 タクシーダ 浜松町～防衛省

$$2,420 \times 2 = 4,840\text{円}$$

令和4年7月21日 タクシーダ 防衛省～都市センターホテル

$$1,140 \times 2 = 2,280\text{円}$$

令和4年7月23日 空港駐車場代二泊三日

$$900\text{円}$$

令和4年7月23日高速代 溝辺～末吉財部

$$970\text{円}$$

$$\text{合計 } 20,870\text{円} \div 5 = 4,174\text{円}$$

新型コロナ感染対策でマスク使用

領 収 書
現・チ・ク・割引
日付'22年07月21日
車番 [REDACTED] 000
メータ運賃 ¥2,420円
合計金額 ¥2,420円
上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
お忘れ物・お気付きの点は当社へ
ミツワ交通株式会社
東京都墨田区文花3-16-1
TEL 03-3611-3030

領 収 書
現・チ・ク・割引
日付'22年07月21日
車番 [REDACTED] 000
メータ運賃 ¥2,420円
合計金額 ¥2,420円
上記の通り領収致しました

毎度ご乗車ありがとうございます。
お忘れ物・お気付きの点は当社へ
三ツ矢観光自動車株式会社
墨田営業所
東京都墨田区墨田2-42-14
TEL 03-3611-5787

領 収 書
日付 2022年07月21日
車番 [REDACTED]
基本運賃 ¥1140-
合計 ¥1140-
(内消費税等 ¥103-)
----- 内訳 -----
現金支払 ¥1140-

kmグループ 国際自動車㈱ 三度営業所
東京都三度市新川6-33-6
忘れ物、領収書問合せ 0422-76-5931
お客様相談室 0120-717-039
km呼ぶなら
「S.RIDE」
ダウンロード用QRコード

<ナビコート>
A45-4073-9595
(営業回数 9807)

領 収 書
日付 2022年07月21日
車番 [REDACTED]
基本運賃 ¥1140円
合計 ¥1140円
(内消費税等 ¥103円)
----- 内訳 -----
現金支払 ¥1140円

kmグループ 山手交通株式会社 新羽営業所
東京都北区浮間5-9-8
忘れ物、領収書問合せ 03-3969-5919
お客様相談室 0120-717-039

km呼ぶなら
「S.RIDE」
ダウンロード用QRコード

<ナビコート>
A44-2934-0416
(営業回数 2030)

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領收書

マコト駐車場

Seisan01

| | |
|------|--------------|
| 入庫時刻 | 07月21日 08:13 |
| 精算時刻 | 07月23日 18:28 |
| 領収金額 | 900円 |
| 領収日 | 2022年07月23日 |
| 車両番号 | [REDACTED] |

ピットデザイン株式会社
0800-0000-118

スマートパーク®
環境と社会のための駐車場イノベーション

原本は岩松議員に
添付

利用証明書

料金所 溝辺鹿児島空港
お問い合わせは、西日本お客様センター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用になれないお客様は
06-6876-9031 (通話料有料)

22年 7月21日 8時08分

車種 普通

通行料金 ¥1,380-
(外渋)

一入口料金所 - 宗吉財部

会員番号 (支払 - 1回払い)
[REDACTED]

通行料金は消費税率10%対象です
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区豊島1-6-20
取扱番号 203-00230737-00

様
会
領
收
書

2022年07月20日
一連No.00008
領收No.00002

現金 ￥8,000
内規 購入額 ￥8,000
支票 ￥8,000
部門 02 部門 02
4 点 02,000
0000
2022年07月20日 17:02
無障礙 0 旗 E 3 C 2 E 0 A 9

電話：0994-43-7109

(但し、印刷面を内側に折って保管願います) (但し、印刷面を内側にして、正に領取致しました)

手作り郷土菓子の店
杵屋モシ・ドール

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利甲書下目次

八三 十日勿

お問い合わせは、西日本お窓さまセンター
フリーダイヤル 0120-924-863
上記番号をご利用になれないお客様は
006-6876-9031（通話料有料）

22年7月23日19時11分
吉野 勝彦

前料金 ￥1,380-
割引△ ￥410-
利用額 ￥970-

（アシジト）

一入口料金所一 溝辺麗見島空港

卷之三

云貴圖說

卷之三

日本在波道難民社

大阪府大阪市北区堂島1-6-28

取扱番号212-00471840-19

東京モードヘルメット会社

北京
郵局號碼
郵政編號
郵件類別
郵件地址

東京モハレル株式会社

研修報告書

| |
|---|
| 1 実施日 令和4年7月21日（木）～7月23日（土） |
| 2 場所 東京（千代田区永田町、新宿区市谷本村町） |
| 3 出席者 会派黎明：岩松近俊・伊野幸二・永山勇人・安田謙太郎・吉岡鳴人 |
| 4 研修事項 (1) 7月21日 防衛省：1 国家安全保障について 2 基地周辺再編交付金について 3 市ヶ谷記念館視察 (2) 7月22日 文科省：4 運動部活動の地域移行について（スポーツ庁） (3) 7月22日 農水省：5 みどりの食料システム戦略の実現について 6 国家戦略特区制度の仕組みについて |
| 5 研修内容 5-1 「国家安全保障」について（防衛省） ① 感染症流行下でも防衛協力・交流を継続 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、諸外国との直接の往来が難しくなったが、電話やテレビ会議によるハイレベル会談、人との接触を伴わない洋上での共同訓練や、オンライン教育による構築支援などの手段により、積極的に防衛協力・交流を行っている状況。自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や、影響力の拡大を目指した国家間の戦略的競争がより頭在化する可能性も指摘されている中、価値や利益を共有する諸外国との間で連携しながら防衛協力・交流を推進している。 ② 尖閣諸島周辺の海警船の活動 中国は、わが国固有の領土である尖閣諸島周辺において力を背景とした一方的な現状変更の試みを執拗に継続しており、強く懸念される状況となっている。2020年4月から8月にかけては、海警が尖閣諸島周辺の接続水域において過去最長となる111日間連続で確認された。また、一年間に尖閣諸島周辺の接続水域で確認された中国海警船の活動については、活動日数が333日、活動船数が延べ1,161隻とな |

り、いずれも過去最多となった。

③ 北朝鮮の核・ミサイル開発

北朝鮮の金正恩委員長は、「戦術核兵器」の開発など核技術の高度化、核先制及び報復打撃能力の高度化などに加え、「極超音速滑空飛行弾頭」の開発などにも言及し、核・ミサイル能力のさらなる向上に言及した。

④ 現在の安全保障環境の特徴

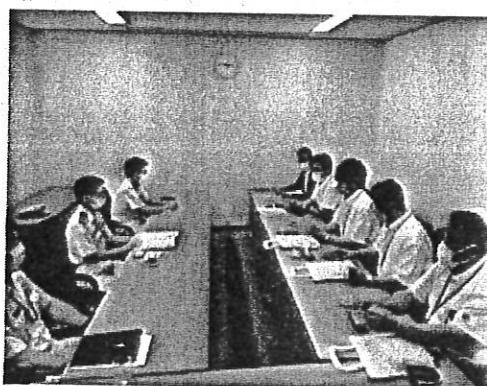
◎既存の秩序をめぐる不確実性が増大し、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が頭在化（「ハイブリッド戦」に伴う複雑な対応の発生など）

◎戦闘様相を一変させるゲーム・チェンジャー技術（人工知能技術、極超音速技術、高出力エネルギー技術など）

◎一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が頭在化

- ・宇宙及びサイバーなどの新たな領域の安定的利用の確保
- ・海上交通の安全確保
- ・大量破壊兵器の拡散への対応、国際テロへの対応

◎新型コロナウイルス感染症に関し、自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や影響力の拡大を目指した動きも指摘。安全保障上の課題として重大な関心をもって引き続き注視していくことが必要



(会議の様子)

⑤ わが国周辺の安全保障環境

◎わが国周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中。軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が頭者

◎インド太平洋地域は、十分な安全保障面の地域協力の枠組みなし。領土問題や統一問題といった従来からの問題も依然とて存在している。

◎近年、領土や主権、経済権益をめぐり、グレーゾーンの事態が長期化とともに、明確な兆候のないまま、より重大な事へと急速に発展していくリスクを内包

⑥ 国家安全保障戦略

2013年12月に策定された国家安全保障戦時は、平和国家としての歩みの堅持と国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくことを国家安全保障の基本理意として明示している。

⑦ わが国防衛の基本方針

防衛の目標については、以下のとおり規定している。

- ・わが国が持てる力を総合してわが国にとって望ましい安全保障環境を創出。
 - ・わが国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止
 - ・わが国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化
- これらの防衛の目標を達成するため、その手段である。わが国自身の防衛体制、日米同盟および安全保障協力をそれぞれ強化していくこととしている。

⑧ 防衛力の強化に当たっての優先事項

格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、特に優先すべき事項を可能な限り早期に強化することとしている。

○領域横断作戦に必要な能力の強化

- ・宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力の強化。
- ・海空領域における能力、スタンドオフ防衛能力、総合ミサイル防空能力、機動展開能力という従来の領域における能力の強化。
- ・弾薬、燃料などの確保、海上輸送路の確保、重選インフラの防護などに必要な措置の推進といった、特続性・強剤性の強化。

○防衛力の中心的な構成要素の強化

- ・人的基盤、技術基盤や産業基盤の強化や装備体系の見直しなどによる防衛力の中心的な構成要素の強化

⑨ 中期防衛力整備計画

2018年12月に策定された中期防衛力整備計画（中期防）は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間の防衛力整備の方針や主要な事業などについて定めている。

□中期防は、5つの基本方針を掲げている。

- ・領域横断作戦の実現に必要な能力の獲得・強化
- ・装備品取得の効率化・技術基盤の強化
- ・人的基盤の強化
- ・日米同盟及び安全保障協力の強化
- ・効率化・合理化を徹底した防衛力整備

5-2 「基地再編交付金」について（防衛省）

再編交付金は、従来から実施してきた基地周辺対策とは異なる目的で交付されるものであり、再編を実施する前後の期間（原則10年間）において、再編が実施される地元市町村の住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため交付される。

| | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|
| ・令和3年度 | 456,892千円 | 平成29年度 | 442,380千円 |
| ・令和2年度 | 456,892千円 | 平成28年度 | 533,104千円 |
| ・令和1年度 | 304,585千円 | 平成27年度 | 79,978千円 |
| ・平成30年度 | 367,073千円 | | |

5-3 「市ヶ谷記念館視察」について（防衛省）

陸軍士官学校本部は時代の変遷により様々に使用されてきた。

1987年、防衛庁の移転に伴って「1号館」の取り壊しが決定した。

しかし、市民団体の保存運動の懸命な努力により「全面取り壊し」が阻止され、辛うじて「一部保存」に至った。

この建物は防衛庁が自ら「保存」したのではなく、市民の力によって「保存」された。

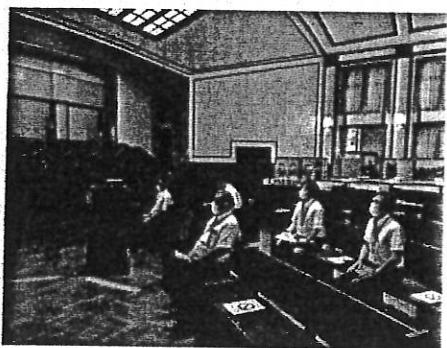
「一部保存」決定の結果、本記念館は、「1号館」本体から分離した4つの施設から再構成して建設された。

本記念館の構造は鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積は約1,644m²であり、建設費は約18億円を要した。その規模は1号館（鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階、延べ床面積、約25,700m²）の約十六分の一に相当。

1994年10月から復元部材の取り外しを開始し、1998年10月に完成した。

1999年4月3日、防衛庁（当時）は、この「一部」移設・復元した施設を「市ヶ谷記念館」として一般公開した。本記念館は、現在に至るまで市ヶ谷地区見学（市ヶ谷台ツアー）の中心に位置づけられている。

なお、本記念館の運営は防衛省職員と派遣会社が担当しており、年間入場者数は約2万人、開館以来の延べ入場者数は2007年12月4日で20万人、2012年8月24日で30万人に達した。



(講聴)



(意見交換)

⑩ 【所感】（防衛省：国家安全保障、基地再編交付金、市ヶ谷記念館について）

●国家安全保障について

安全保障環境は、多様かつ広範に様々な課題が山積しており、その状況は顕在化するとともに一層厳しさを増していることが分かった。

こうした不安定要因は、一国のみでは対応が困難なため、各国と課題解決に向けた対応や国際社会の安定のために協調しているところを理解した。

そのため、安全保障を確保する方策を前述のとおり学んだ。

加えて、防衛大綱は、わが国自身の防衛体制とあいまってわが国の安全保障の基軸としていることから、日米安全保障の意義や役割は日米安保条約に基づく日米安保体制によって成り立っていることを理解した。

なお、第1航空群等が配置されている鹿屋航空基地における役割については、日本の南西海域の安全保障を担っており、主に哨戒機搭乗員の教育訓練基地及び救難ヘリコプターの航空基地として位置付けている。

また、奄美群島から甑島列島に及ぶ広大な海域・離島の海難・急患輸送を担

当しているとの再確認をすることができた。

一方、昨今、高まる南西諸島防衛体制において、海洋進出の動きを強める中国を念頭に、警戒監視態勢を強化するため無人機「MQ9」を配備し、米軍関係者によって運用や整備にあたるべくその要旨と背景について概略説明を受けた。

そこで、当会派より

「市民が不安を抱くことが無いようしっかりと説明をお願いしたい。」

「安心・安全なまちづくりに向けた対応をお願いしたい。」

「具体的な展開方法や施設整備等の方向性を説明頂きたい。」

「米軍関係者の宿泊先やコロナ対策についてしっかりと対応頂きたい」

などの意見を防衛省へ伝えた。

そこで、防衛省より「頂いた意見を参考にしっかりと対応してまいりたい。」とのことであった。

●基地再編交付金について

本市の交付金実績については、前述のとおり記載しているが本年度、財務省の防衛関係予算について、基地対策等関連経費（4,718 億円）を盛り込んだとの説明があった。これは、基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進するもので、防衛施設と周辺地域との調和を図るための事業費であることを理解した。

また、基地周辺対策経費（1,186 億円）の予算については、自衛隊の行為や防衛施設の設置等により発生する障害の防止等を図るために、住宅防音や周辺環境整備を実施することを目的とし、この事業費についても重要な施策であることを再認識した。

●市ヶ谷記念館について

概要については前述に記載しているが、この記念館の運営は防衛省と派遣会社が運営しており、年間入場者数は約 2 万人とのことであった。実際に来館し、一部移設、復元した施設とはいえ、ガイドのアナウンスにより当時の

様子や面影、雰囲気を伺うことができた。

また、その背景には、市民団体の保存運動の高まりとその献身的な懸命な努力により、「全面取り壊し」を阻止し、辛うじて、一部保存に留まった経緯については、市民の総力によって実現されたものと理解し、敬意を表するものと感銘した。

最後に、この市ヶ谷記念館の歩みや歴史を振り返り、期待や希望に溢れた明日を切り開くため、近代日本を建設すべく、先人たちの想いや苦しみを忘れてならない大切なことを教えて頂いた。

5-2 「運動部活動の地域移行」について（スポーツ庁）

① 少子化・人口減少の加速化

学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難

◎中学生世代の今後の人口動向の推計

| 西暦 | 人数 | 西暦 | 人数 |
|-------|------------|-------|------------|
| 2018年 | 3,288,235人 | 2048年 | 2,369,000人 |
| 2028年 | 3,033,381人 | 2058年 | 2,125,000人 |
| 2038年 | 2,555,000人 | 2068年 | 1,863,000人 |

□30年で約3割、90万人強が減少する見込みとなる。

□1989年は562万人、約50年で52%減少することとなる。

② 1中学校当たりの運動部活動の設置数

1中学校当たりの運動部活動の設置数は、平成19年以降増減しておらず、約11部で推移

| 西暦 | 部活動数 | 西暦 | 部活動数 |
|-------|----------|-------|----------|
| 2007年 | 123,071部 | 2016年 | 118,325部 |
| 2010年 | 121,863部 | 2019年 | 116,815部 |
| 2013年 | 120,542部 | 2021年 | 115,686部 |

③ 運動部当たりの参加人数（中学生）

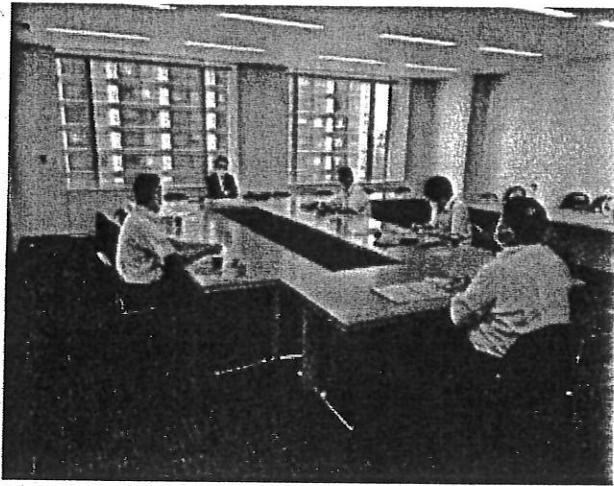
1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向であり、令和3年度については16.4人である。

| 西暦 | 部活動数 | 部数 | 西暦 | 部活動数 | 部数 |
|-------|------------|-------|-------|------------|-------|
| 2007年 | 2,348,785人 | 19.1部 | 2016年 | 2,231,506人 | 18.9部 |
| 2010年 | 2,351,805人 | 19.3部 | 2019年 | 2,055,809人 | 17.6部 |
| 2013年 | 2,340,862人 | 19.4部 | 2021年 | 1,898,191人 | 16.4部 |

④ 運動部活動参加率

運動部活動への参加率は減少傾向にある。

| 西暦 | 中学男子 | 中学女子 | 中学全体 |
|-------|--------|--------|--------|
| 2007年 | 75.54% | 53.94% | 64.98% |
| 2010年 | 76.77% | 54.41% | 65.83% |
| 2013年 | 76.88% | 54.39% | 65.89% |
| 2016年 | 74.97% | 54.80% | 65.12% |
| 2019年 | 72.04% | 54.15% | 63.29% |
| 2021年 | 65.56% | 50.31% | 58.10% |



(研修風景)

⑤ 部活動の課題

○部活動への少子化の影響

少子化に伴い、単一の学校では多様な部活動を維持することが困難となるため、従来の学校単位での活動から地域単位での活動も視野に入れたスポーツ環境の整備が必要。

○勝利至上主義による過度な指導

大会で勝つことのみを重視した長時間の厳しい練習は、怪我や事故につながる恐れもあり、成長過程にある子供の心身の健全な発達のためのバランスの取れた指導が必要。

○教師の負担の増加

中学校教師が土日に部活動に携わる時間は、約2時間であり、10年前と比べて倍増。教師の負担軽減が必要。

担当する部活動の競技経験を有していない教師が指導せざるを得ない実態があり、適切な指導体制の構築が必要。

部活動による教師の負担

休日の場合

| | H18 | H28 | 増減 |
|-----|--------|--------|----------|
| 部活動 | 1時間06分 | 2時間09分 | + 1時間03分 |
| 全 体 | 1時間33分 | 3時間22分 | + 1時間49分 |

平日の場合

| | H18 | H28 | 増減 |
|-----|--------|--------|------|
| 部活動 | 0時間34分 | 0時間41分 | + 7分 |

□生徒にとって望ましい活動環境の構築や、教師の負担軽減を一体的に図る
部活動改革が必要

⑥運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

○「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、地球、手球、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、子校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ募に個を進める。

○「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月）

特に中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については地方公共団体や教育委員会が学校や地域住民と意識共有を図りつつ地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

○公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付常決議（令和元年11月）

政府は、教員職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

□令和3年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業」（2億円）を新

設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

⑦ 地域運動部活動推進事業

○休日の部活動の段階的な地域移行

(学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備)

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校（地域）において実職研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげよう。

拠点校（地域）における実践 → 成果の検証・普及 → 情報発信

(地域人材を確保・マッチング) (実現方策の検討) (シンポジウム)

○合理的で効率的な部活動の推進

地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。

スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。

○生徒にとって望ましい大会の推進

大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。

・地方大会の実態を踏まえ、参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等について明らかにする。

・令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方を検討し、先導的なモデルを創出する。

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と働き方改革の両立を実現

⑧ 令和3年度地域運動部活動推進事業

(休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究)の状況について

現在、47都道府県、12政令指定都市に委託し、受け皿整備等について、市部及び町村部での実践研究を102市区町村で実施。

地域部活動の受け皿としては、総合型クラブや競技別クラブなど地域のスポーツクラブや、関係団体のとりまとめや総合調整を担う教育委員会等がある。

⑨ 実践研究における主な取組概要について

民間スポーツ事業者

地名：東京都 日野市
種目：陸上競技、バスケットボール
運営団体：スポーツデータバンク(株)
指導者：地域指導者（■■■■■）、民間指導者（■■■■■）
関係団体：コニカミノルタ、BJアカデミー、日野市体育協会
概要：地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導。部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施。

⑩ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要

- 地域における新たなスポーツ環境の在り方とその構築方法：抜粋
構築方法

まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして国に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域スポーツ担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行

- 具体的課題への対応（スポーツ団体等の整備充実）：抜粋

現状と課題

どの地域においても、受け皿となるスポーツ団体等の整備充実が必要だが、地域スポーツ団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。

求められる対応

国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。中学生を受け入れるスポーツ団体等について、必要な予算の確保やスポーツ振興くじ(toto)助成を含めた多様な財源の確保による国の支援も検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。

⑪ 【所感】（運動部活動の地域移行について：スポーツ庁）

公立中学校の運動部活動を地域に移行する改革（部活地域移行）について、スポーツ庁による「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ説明を受けた。

そもそも、現状認識として少子化により学校で部活動ができない地域が増えるとともに、地域スポーツクラブで子どもも大人も楽しい活動を推進すべく一種目だけではないさまざまな種目を体験し、スポーツとともに幸せな日々を送るために検討された施策提言であったと認識する。

そこで先ずは、平日の運動部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の運動部活動の地域移行とともにできるところから取り組むとのことであった。

また、休日に関する地域移行の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すべきとのことであった。

地域移行に関し主に、地域スポーツクラブ、外部指導者、教員の兼職兼業の3つの案が示されているところであるが、さまざまな課題が山積していることを理解した。

この課題解決に向けては、国が自治体や地域、教育現場とともに持続可能な運営に資するよう地域の実情に合わせた（応じた）協議を重ねなければならぬことであったことから、引き続き慎重、かつ、柔軟な対応が求められることが分かった。

文科省は令和7年度までに徐々に地域移行へと方針を掲げているが、学校だけでは支えきれない状況を踏まえると本市においても早々に検討・協議・モデル実践に入らなければならないと再認識した。最後に、今後、部員の経済的な負担や指導者確保など、問題が浮き彫りとなっている中、国や県、市町村による予算補助でもって家計負担軽減を図る必要があると思った。また、学校の部活動が若者から大人まで地域の多世代型の拠点となることで、理想的な環境は想像できるものの一方で、強制加入や生徒への暴言暴力、パワハラなどの行為が懸念される。さらに、高校入試や学習指導要領との関係性についても課題は残っているものと考える。

5-5 「みどりの食料システム戦略の実現」について（農水省）

● 農水省への研修を受けるにあたり、勉強会に向けての依頼文

～鹿屋市農業特区の勉強会に向けて～

この度は、標記の件につきまして、ご理解賜り誠にありがとうございます。今勉強会に対する思いや背景をまとめさせて頂きましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

早速ですが、鹿屋市は平成27年2月に基幹産業である農業の将来のあるべき姿に向け、「鹿屋市農業・農村戦略ビジョン」を策定し、安定的、かつ、持続的な農業経営を確立するための方針を掲げています。

しかしながら、昨今、農業を取り巻く環境は高齢化や後継者不足に加え、耕作放棄地の増加、原油や物価の高騰等、一層の厳しさを増しており、農業の持続的な発展に向け懸念しているところであります。

そこで、昨年度、本市議会の一般質問において、新規就農者や担い手の確保、耕作放棄地の解消、地域の特色を生かした魅力ある取組の実現に向け、「新たな鹿屋市農業・農村戦略ビジョン」を政策提案いたしました。

本市当局の答弁としましては、今年度中に「新たなビジョンを構築する。」との答弁がありました。

このようなことから、我々会派黎明としましては、農業の諸課題に対して緩やかな農業規制のもと、大胆な農業戦略を打ち出せないか、また、老若男女、だれでも、世界で一番、農業のビジネスがしやすい環境づくりを構築できないか等、より実現性の高い政策提言を行いたいと考えています。

つきましては、未来ある農業の実現可能性に向けて模索している現状であります。「鹿屋市ならでは」の農業特区に向けた戦術と戦略を、そして、「今後の農業のあるべき姿」等について深く勉強いたしたくご教示の程、よろしくお願ひ申し上げます。

会派黎明

① 地球温暖化による気候変動・大規模自然災害の増加

- 日本の年平均気温は、100年あたり 1.28°C の割合で上昇。2020年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値。（2021年は過去3番目に高い値）
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが発生。

- 降雨量の増加等により、災害の激化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。
- ② 持続可能な食料システムの確立に向けた国際的機運の高まり
 - 近年、食料システムをめぐる持続性やサプライチェーンの脱炭素化に向けた枠組みや交渉が加速。
 - 我が国としては、みどりの食料システム戦略に基づく取組を推進していく旨世界に発信。

③ 国連食料システムサミット

- SDGS達成に向けた！行動の10年の一環として、食料システムの改革に向けた関係者の連携・協力を確認。
- 150か国以上の首脳・1僚等が参加し、我が国は官総理
- 我が国からは、世界のより良い食料システムのために、生産性の向上と持続可能性の両立等の重要性を強調するとともに、みどりの食料システム戦略を通し、持続可能な食料システムの構築を進めていく旨発言。

④ COP 26

- 世界リーダーズ・サミットでは、岸田総理大臣が出席し、気候変動という人類共通の課題に我が国として総力を挙げて取り組んでいく決意を表明。
- 米国・EUが主導し、世界のメタン排出量を2030年までに2020年比で30%削減するべく協働する「グローバル・メタン・プレッジ」等新たなイニシアティブが立上げ。我が国含め119の国・地域が参画。
- 11/6「自然環境の日」関連会合において、熊野農林水産大臣政務官（当時）のビデオメッセージ等により、みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進等について発信。

⑤ 食料生産を支える肥料原料の状況

- 食料生産を支える肥料原料を我が国は定的に輸入に依存。
 - ・食料生産を支える肥料原料の自給率（化学原料の大半は輸入に依存）

| 品 目 | 国内生産 | 輸入率 | 主な輸入国 |
|--------|------|---------|-------|
| 尿 素 | 4 % | 9 6 % | マレーシア |
| リ ン 酸 | 0 % | 1 0 0 % | 中 国 |
| 塩化カリウム | 0 % | 1 0 0 % | カ ナ ダ |

⑥ 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国祭ルールメーキングへの参画
- 農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

⑦ みどりの食料システム戦略（概要）

- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現
- 持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦路」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進
- 2050年までに目指す姿
 - ・農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
 - ・低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
 - ・輸入原料や化石料を原料とした化子肥料の使用量を30%低減
 - ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
 - ・2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
 - ・2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調運の実現を目指す
- 戰略的な取組方向
 - ・2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 - ・2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
 - 2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に支援を集中。
 - 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
 - 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

⑧ SDGsの観点から

○ 経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

○ 社会

国民の豊かな食生活、地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

○ 環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切り替えによるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減



(研修風景)

⑨ みどりの食料システム戦略の進め方

- KPIに向けて中長期的に新技術の開発・実装を進めイノベーションを創出
- 2050年に向け、新技術の開発、既存技術の普及を進める。

温室効果ガス削減

- ・農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（2050）
- ・農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立（2040）
- ・化石資源を使用しない園芸施設への完全移行（2050）

- ・要エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネ導入

農業

- ・化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減（2050）
- ・化学肥料使用量の30%低減（2050）
- ・耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大（2050）

食品産業

- ・事業系食品ロスを2000年度比で半減（2030）
- ・食品製造業の方働生産性を3割以上向上（2030）
- ・飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合を10%に縮減（2030）
- ・食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（2030）

⑩ みどりの食料システム戦略に関する政府方針

○ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

内外の環境変化への対応（国際環境の変化への対応）

- ・食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
- ・みどり戦路の実現に向け、2030年目標やみどりの食料システム法に基づき、新技術の開発、有機農業の推進、環境負荷低減の見える化等を進め
- る。

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

経済社会の多極集中化（デジタル田園都市国家構想の推進）

- ・デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進
- ・「みどりの食料システム戦路」の実施
- ・化学農薬・肥料の利用の低減や有機農業を推進し、生産段階における環境負荷低減の効果が消費者に的確に評価されるよう見える化。を進める等、生産から消費に至る各段階の取組を推進する。

○ 新しい資本主義実行計画 工程表

2022年度の目標

- ・「みどりの食料システム戦路」の実施
 - ・「全都道府県の主要品目の産地の栽培暦」を見直し
 - ・「有機農産物の生産・流通・消費を一体的に行うモデル産地を全国40産地以上で創出」
 - ・「2030年までに全市町村の1割以上をオーガニックビレッジ」とする
- 2030年までに
- ・化学農薬使用量（リスク換算） 10%低減

- ・化学肥料便用量 20%低減
- ・有機農業の取組面積 2.4ha→6.3ha

⑪ みどりの食料システム法について

○基本理念

令和4年4月22日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が成立し、5月2日に公布され、7月1日に施行された。

○制度の趣旨

- ・みどりの食料システムの実現
⇒農林漁協・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

○国の基本方針に基づき認定

・新技術の提供等を行う事業者

⇒生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、マサニービス事業体、食品事業者等の取組に関する計画

・支援措置

⇒必要な設備等への資金繰り支援

（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）

⇒行政手続のワンストップ化

（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用原認）

⇒有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進

○基本計画（都道府県・市町村）に基づき認定

・環境負荷低減に取り組む生産者

⇒生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減とは

土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減

・支援措置

⇒必要な設備等への資金繰り支援

（食品流通改善資金の特例）

⇒行政手続のワンストップ化

（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用原認）

⇒病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進

（新品種の出額料等の減免）

⑫ みどりの食料システム戦路関連予算の内容（令和3年度補正・令和4年度当初）

- みどりの食料システム戦路の実現に向けて、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援する新たな交付金を創設するとともに、調達から生産、流通、消費までの各段階の取組とイノベーションを推進。
- みどりの食料システム戦路実現技術開発・実証事業【35億円】
 - ・現場の農林漁業者等が活用する技術の持続的改良、基盤技術の開発
 - ・スマート農業技術やペレットの活用技術の実証等
- みどりの食料システム戦路推進総合対策【8億円】
 - ・地域のビジョン・計画に基づくモデル的先進地区の創出（交付金）
 - ・クリーンな栽培体系の普及、有機農業の推進（民間団体等）
- 農畜産業における持続可能性の確保
 - ・産地生産基盤パワーアップ事業
 - ・環境食荷成型持続的生産支援事業
 - ・畜産環境対策総合支援事業
(ペレット堆肥を含む高品質肥の生産や広域流通等の推進のために必要な機械・施設整備等を支援)

⑬ 認定制度等について

- 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標
 - ・2024年までに環境負荷の低減に取り組むモデルを50地区創出する。
 - ・こうしたモデルの横展開や、既行技術の導入を促進すること等により、みどり戦路のKPI2030年目標のうち以下の目標の達成を目指すものとする。
 - ・化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減
 - ・化学肥料使用量を20%低減
 - ・有機農業の取組面積を6.3万haに拡大
 - ・燃料燃焼による二酸化炭素排出量を10.6%削減
 - ・加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合を50%に拡大

○ 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

- ・農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進する。

環境負荷低減事業活動について

- ・農林漁業者が行う事業活動であること。
- ・環境負荷の低減を図るために行う事業活動であること。
- ・経済的な合理性を有し、持続性の確保に資するものであること。

○ 特定環境負荷低減事業活動について

- ・地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定できる。
- ・特定環境負荷低減事業活動について
(地方公共団体と連携した技術指導への協力等、環境負荷低減事業活動の地域における普及拡大に努めること。)
- ・特定区域の設定に関する基本的考え方
(農業集落、学区、旧日行政区域など一定のまとまりを有することを基本とすること。)
- ・有機農業の栽培管理に関する協定の区域に関する基本的考え方
(特定区域は地域の実情に照らし、関係する農用地の所有者等が合意できる範囲で協定の効果が期待できる一定のまとまりを有するものとする。)

○ 地方公共団体による基本計画の作成に関する基本的事項について

- ・基本計画は、地域のモデル的取組の創出と横展開を効果的に進める観点から、都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成できる。

【計画作成時の主な留意点・配慮事項】

- ・5年間を目途として定量的な目標を定めるものとする。
- ・都道府県が主導して域内全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の周品に取り組むため、市町村が主導して都道府県と連名で作成することも可能とする。
- ・計画作成に当たっては、地方公共団体が独自に策定している農林水産施策に関する計画等の既存計画を有効活用できるものとする。

⑯ 基本計画の作成イメージ

- 基本計画は、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、都道府県と市町村が共同して作成。
- 基本計画の作成に当たっては、都道府県等で策定済の既存計画を活用しながら、簡易に行うことができるよう運用していく考え。

| | |
|---------------------|---------------------|
| <u>都道府県</u> | <u>単独又は複数の市町村</u> |
| <u>地域の特性を踏まえた</u> | <u>地域ぐるみの取組の促進に</u> |
| <u>広域ジョンづくり</u> | <u>向けたモデル案件の創出</u> |
| <u>推進体制の構築、新技術の</u> | |
| <u>普及など取組の横展開</u> | |

- 基本的には都道府県の主導で基本計画を作成する。
- 意欲ある市町村の発意で基本計画を作成することも可。

⑯ 環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壤・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。
- 定義
農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

⑰ 特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。
- 定義
特定区域の区域内において、集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業活動

⑱ 所感（みどりの食料システム戦略について：農水省）

みどりの食料システム戦略について、本年4月に方針が掲げられ、その考え方、基本的な理念について具体的な取り組み方針等、前述のとおり、学習を行った。

国が示している課題の捉え方や解決策の考え方と相まって、本市農業・農村の振興に向けては集落営農のあり方や、地域農業をいかに守っていくか、ま

た、一人でも多くの農業者を増やしたいなど、とりわけ、大きな問題として未だ課題解決に向けた大きなカギ穴がない状況にある。

本市としても鹿屋市の農業を元気にすべく、社会情勢を踏まえ、農業農村戦略ビジョンを見直し、新たに策定し、「明日の農業を切り開こう」としている。

一方で真に望ましい施策が導き出されるよう自ら政策を立案し、問題解決能力を持った戦略的な経営体に生まれ変わらなければならないと考える。

そこで、持続可能な「農のまちかのや」の構築に向けて有益な政策を打ち出すため、国・県と一体となった取り組みが必要不可欠と示唆する。

農林水産省は令和5年度の予算概算要求にて農林水産業の成長産業化と農山漁村の次世代への継承を実現するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、食料安全保障の確立と農林水産業の持続可能な成長を推進するための予算を要求する考えであることを学んだ。

中でも、生産基盤の強化や需要拡大の推進、また、農地の効率的な利用との確保・育成、さらに、「みどりの食料システム戦略」の大きな位置づけとして環境負荷低減に資する政策（カーボンニュートラルの実現に向けて、環境負荷低減は社会的責任）の推進などを主な施策にあげている。

2030年までにと国は方針を打ち出したことにより、この国の考え方をビジョンに反映させ、一方では、農家の皆さん周知を図りながら、牽引しなければならず、今後、どのように策定するのか、また、理解浸透に取り組むのか策定プロセスも重要なことが分かった。

今後、雇用創出と所得増大に向け、基幹産業である農業をさらに成長させ、次世代へ引き継ぎたい。

繰り返しになるが（再認識として）、本市においても「みどりの食料システム戦略」と足並みを合わせた農村環境の保全、加工・流通・販路開拓を基本方針として取り組まなければならない。

他方で市民の農産物に対する安全・安心等のニーズや環境問題への関心が高まり、この出口戦略においても軽視することなく注目すべきと考える。

5-6 「国家戦略特区制度の仕組み」について（農水省）

① 国家戦略特区法とは（国家戦略特別区域法の略称）

○ 産業の国際競争力強化や国際的な経済活動拠点の形成などを目的として、国が定める国家戦略特別区域に関して、基本方針や認定の手続き、関連法の特例措置などについて定めた法律。（平成25年（2013）成立）

② 定義

○ 経済社会の構造改革を重点的に推進することを目的とした国が定める戦略特区（地域）。法令等に対する特例措置、利子補給金の支給などを通じ、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成をめざす。

③ 情勢

○ 令和4年6月13日（内閣府会合）

・岸田総理は、総理大臣官邸で第54回国家戦略特別区域諮問会議を開催。
・会議では、区域計画の認定等について議論
・総理は、本日の議論を踏まえ、「本日の特区諮問会議は、新たな有識者議員の皆様の下で、初めて開催。有識者議員の皆様方には、今後、国家戦略特区を盛り立てていくべく、よろしくお願いしたい」と述べられた。
また、先日、『デジタル田園都市国家構想基本方針』や『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画』が閣議決定され、岸田政権としての経済政策の方向性を打ち出したところです。成長と地域・社会課題の解決の双方を目指す新しい資本主義の構築に向け、国家戦略特区も政策ツールとして大いに活用をしていきたいと考えます。本日の会議では、有識者議員の御提案を踏まえ、岸田政権が重視する、人への投資、地域活性化など、様々な地域・社会課題の解決に向け、地方公共団体、民間企業、個人等から幅広く特区のアイディア募集を行うことを決定いたしました。地域・社会課題と必要な規制改革の骨太なストーリーをパッケージ化し、国家戦略特区で目指す新たなアイディアを取りまとめます。」と述べられた。

④ デジタル田園都市構想（関連）

○令和4年6月7日（閣議決定）

デジタル田園都市国家構想は、市場や競争に任せきりにせず、官と民とが協働して成長と分配の好循環を生み出しつつ経済成長を図る「新しい資本主義」の

重要な柱の一つである。地方の社会課題を障害物と捉えるのではなく、成長のエンジンへと転換していく。さらに、官が呼び水となって、民間の投資を集め、官民連携で社会課題を解決し、力強く成長する。様々な社会課題に直面する地方にこそ、テレワークや遠隔教育・遠隔医療など新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速する。これがデジタル田園都市国家構想の意義である。デジタル技術の進展を背景に、地方に住み、働きながら都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようになるなど、デジタル技術を効果的に活用して、地方の「不便・不安・不利」の言わば3つの「不」を解消し、魅力を高めることができる。

このようにデジタル化の恩恵を日本の津々浦々にまで広げ、根付かせるための取組を強力に推進することにより、地方活性化の取組を一層高度かつ効率的に進めることが可能となる。また、地方へのアクセス利便性向上に資する高速かつ安定的な交通インフラの整備も併せて進め、地方活性化を図る。

⑤ 国家戦略特区の活用事例（農林水産業）

○新潟市、養父市、愛知県

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人の要件緩和（H28～農地所有適格法人※として全国措置化）
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・企業による農地取得の特例

○規制前

農地を取得できない、農業を営む法人の設立が難しいなど、一般的な企業は、農業に参入しにくい状況だった。

○規制緩和後

市町村が全面に出る等により、企業の農地取得を可能にし、農業を営む法人の設立をしやすくするなど、企業の農業参入のハードルを下げた。

○規制緩和に向けた取組と流れ

・背景

人口の減少と高齢化が進む養父市では、離農による耕作放棄地の増加、担い手不足が深刻化。農業衰退が中山間地域の衰退を加速化するとの強い危機感があった。そこで経営のノウハウを持つ企業の活力を農業に活用するための検討を開始。

・規制緩和に向けた検討

農地移転のための手続きの効率化や、農業参入に必要な農地の取得要件の緩和、資金調達方法などに注目。企業の農業参入を円滑に進めるため、企業と農地所有者の懸け橋となる相談支援体制を検討。

・規制緩和を行うための問題点

農地法では、農地の権利移動は農業委員会の事務とし、農地の取得は農地所有適格法人のみが行えるなどとしており、事実上、企業による本格的な農地活用の障害に。

・規制緩和へ向けた工夫

- 農地の権利移転事務を、農業委員会から市に移管するにあたり、市と農業委員会の合意を重視。
- 企業が取得した農地が万一適正に管理されないときは、農地の所有権を市に戻して適正管理するスキームを工夫。
- 信用保証協会の保証付き融資の対象を農業にも拡大できるよう、市も応分の負担をすることに。
- 参入企業ごとに市役所職員による組織横断の担当チームを作り、企業と農家の円滑なマッチングをサポートする体制を構築。

・規制緩和の内容

構造改革特区からスタートした農地のリース制度に加え、一般企業の農地取得、農業への信用保証、農地の権利移転事務の農業委員会から市への移管等を措置し、企業が農業に参入しやすい環境を整備した。

・規制緩和の成果

- 市外からも含め、14社の企業が農業に参入。
- 耕作放棄地の解消、雇用の創出などの効果。
- 農地所有適格法人の役員要件の緩和、農業への信用保証制度の適用などが、それぞれ全国措置化。

⑥ 農地所有適格法人とは（関連：国家戦略特区の農業生産法人の要件緩和）

農地法で規定された呼び名で、農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる法人。農地所有適格法人になるためには、農事組合法人（農業経営を行うもの）、合同会社、合名会社、合資会社又は株式会社（株式の譲渡制限を定めるもの）で、農地法に規定された一定の要件（事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす必要がある。

※いわゆる野菜工場でのトマト栽培、ガラスハウスでの花き栽培、鶏舎での

養鶏など、農地を利用しない経営の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしている必要はない。



(研修内容)

⑦ 国家戦略特区制度の仕組み

○ 特例措置の創設

- ・提案者（自治体・事業者等からの提案）
- ・特区WG（民間有識者主導）による調査・検討
 - ⇒提案者・省庁との制度に関する検討
 - ⇒提案者・関係省庁の双方からのヒアリング
 - ⇒特例措置の実現に向けた論点・対応を整理
- ・制度改正に向けた大臣級の審議
 - ⇒特区諮問会議の審議：特例措置実現

○ 個別の事業認定

- ・事業者の公募
- ・分科会にて検討
- ・具体的な区域計画案の作成
 - ⇒区域会議（自治体・事業者・内閣府）による案の作成
- ・計画認定に向けた大臣級の審議
 - ⇒特区諮問会議の審議：総理大臣認定

⑧ 所感 （国家戦略特区制度について：農水省）

国家戦略特区について、農業規制による諸課題が取り上げ、本市の大きな課題

として中山間地農業を学習した。

今回は特に改革拠点として国家戦略特区に指定されている養父市（やぶし）について取り組み事例の課題や成果などの説明を受けた。

その他、さまざまなカタチで緩やかな規制のもと、大胆な農業戦略を進めている他地域の事例も紹介を受けた。

本市においては新たな農業・農村戦略ビジョン策定に向けて、「老若男女、だれでも、世界で一番、農業のビジネスがしやすい環境」づくりを行うにあたり、自治体の努力と我々が果たすべき役割とその姿勢について勉強することができた。

最後に、今後、人口減少対策の糸口として、基幹産業である農業を活かしたまちづくりをさらに発展、飛躍すべく、所得の向上、新規就農者の確保、担い手の確保、特に「中山間地域の農地・農業」は喫緊の課題であることから、国家戦略特区を活用した取り組みを検討協議する必要があると痛感した。

さらに、この思考は本市だけの問題課題にとどまらず、他近隣市町村においても同様の課題として挙げられることから、大隅地域全体の広域特区としても検討しても良いのではないかと示唆、政策提案したい。

以上

会派黎明

『所感』

会派黎明：伊野幸二

(1) 7月21日 防衛省：1.国家安全保障について

2.基地周辺交付金について

3.市ヶ谷記念館視察

国家間の戦略的競争が激化する中、様々な安全保障上の課題に国際社会と協力して取組み、

常に安全保障環境を改善し続けることにより、脅威の抑止に努めている。

日米安保体制を中心とする日米同盟は、日本国のみならずアジア太平洋地域の

平和と安定のための礎であり東シナ海周辺での中国の動向が懸念される中、

海上自衛隊鹿屋航空基地は国民の生命・身体・財産・そして領土・領海・領空を守る

重要な責務を持っています。

日本は、四方を海に囲まれた典型的な海洋国家であり、海洋の安全確保や

国際秩序の安定が欠かせない中、自衛隊の役割は益々、重要になってくると考えます。

鹿屋市は今回、無人偵察機 MQ-9 の一時展開を容認し、運用が始まっています。

防衛省に対し運用や配備にあたる要旨など説明を受け、「市民が不安を抱くことがないように

しっかり説明をお願いして頂きたい」など4項目について意見を述べました。

財務省の防衛関係予算について基地対策等関連経費（特定防衛施設周辺整備調整交付金

・再編交付金）の説明を受け、鹿屋市の関係住民の生活の安定及び福祉の向上、

産業の振興並びに地域の一体的な発展に寄与する貴重な交付金であることを改めて

認識した。

(1) 7月22日 文科省：運動部活動の地域移行について（スポーツ庁）

農水省：1.みどりの食料システム戦略の実現について

2.国家戦略特区制度の仕組みについて

少子化・人口減少の加速化により生徒数／学校はさらに小さくなる中、中学生世代の

今後の人口動向の推計によると30年間で約90万人が減少するとしている。

又、1運動部当たりの参加人数も近年減少傾向にあり令和3年度は16.4人であったとの事。

部活動の課題として・部活動への少子化の影響・勝利至上主義による過度な指導

・教師の負担の増加などがあげられる。生徒にとって望ましい活動環境の構築や、

教師の負担軽減を一体的に図る部活動改革が必要とされる中、令和5年度以降、

休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、運動部活動の地域への

移行を着実に実施するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、子どもたちが

それぞれに適した環境でスポーツに楽しめる社会を構築することを目的として

運動部活動の地域における、受け皿の整備方針について検討するとした

「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の提言をもとに様々な状況など説明を

受けた。

これから先、避けては通れない人口減少問題・少子化対策・働き方改革を踏まえ、

国、地方自治体、地域、教育現場一丸となって地域の実情に合わせた協議がなされる

事が重要と感じた。

みどりの食料システム戦略では食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を

イノベーションで実現するとしている。主な方向性は2050年までにCO₂

ゼロミッショナリ化の実現や化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減、輸入原料や

化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、食料製造業の労働生産性を

最低3割以上向上させるとしている。

期待される効果として、経済面では「持続的な産業基盤の構築」、社会面では「国民の豊かな食生活、地域の雇用拡大」、環境面では「将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承」としています。

鹿屋市においても国のビジョンに基づき、持続性の高い「農法」への転換や持続的な「農業生産」の技術体系などの構築はもとより、農村環境の保全や加工・流通・販路改革に注視した政策を展開しなければならないと考える。

「国家戦略特区」は“世界で一番ビジネスがしやすい環境”を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革の制度。

「特例措置の創設」と「個別の事業認定」の二つのプロセスがあり「特例措置の創設」のための提案は、誰でも行う事が出来、随時募集を行っている。又、「個別の事業認定」では国家戦略特区に指定された自治体が、実現した特例措置を活用し国際競争力の強化と地域の課題解決につなげていくとしている。今回は国家戦略特区に指定された、兵庫県養父市（古民家等の歴史的建造物に関する旅館業法の適用除外）の取り組みなど説明を受けました。規制緩和前は“旅館業法により、宿泊施設1棟ごとに、設置が求められており、古民家らしさを活かした宿泊運営が難しかった。”

規制緩和後は“1棟ごとのフロントの設置義務を緩和し、フロントを集約する事が可能となり、古民家の宿泊施設としての活用を後押しできる体制になった。”

それらの規制改革のおかげで、国内外からの観光客の増加や、飲食や地場産品の販売など一体となった地域の活性化の促進と共に、空き家問題の解消なども図られた。

我が鹿屋市は人口減少対策ビジョンの中で4つの重点プロジェクト(10年間の計画)を示しました。鹿屋市がもつ特性を活かしながら、今ここでやらなければならない事など、山積した課題解決に向け、様々な国の対策、先進事例を把握し、鹿屋市がリーダーとして先駆者となれるような事業施策を推進していただきたい。

広報費 領収書等貼付台紙

● 領 収 証 ●

0031369

伊野 幸二 様

一 金

744000-

但 広報紙 1000部
上記金額正に領收いたしました取 入
印 紙

5年3月10日

| | | |
|-----|---|-------|
| 現 金 | ✓ | クレジット |
| 小切手 | | 電子決済 |
| 手 形 | | 相 殺 |
| 振 込 | | |

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一
 本 社 鹿屋市礼元2丁目3808-1
 〒893-0013 TEL (0994) 43-3094
 FAX (0994) 43-7172
 志布志支店 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号
 〒899-7103 TEL (099) 471-1328
 FAX (099) 471-1329

※ 社印・取扱者印のないもの、並びに金額訂正是複写記入でないものは無効です。

● 領 収 証 ●

0031370

伊野 幸二 様

一 金

733495-

但 手帳印刷代 725部
上記金額正に領收いたしました取 入
印 紙

5年3月10日

| | | |
|-----|---|-------|
| 現 金 | ✓ | クレジット |
| 小切手 | | 電子決済 |
| 手 形 | | 相 殺 |
| 振 込 | | |

SP 西文社印刷株式会社

代表取締役 西ノ原 庄一
 本 社 鹿屋市礼元2丁目3808-1
 〒893-0013 TEL (0994) 43-3094
 FAX (0994) 43-7172
 志布志支店 志布志市志布志町志布志2丁目16番21号
 〒899-7103 TEL (099) 471-1328
 FAX (099) 471-1329

※ 社印・取扱者印のないもの、並びに金額訂正是複写記入でないものは無効です。

領収書

伊野 幸二

| | | |
|---|------|------------------------------|
| [別納引受]配達地域指定 @67 | 231通 | 25.5g ¥15,477 |
| 小 計 | | ¥15,477 |
| [別納引受]配達地域指定 @67 | 494通 | 25.5g ¥33,098 |
| 小 計 | | ¥33,098 |
| 郵便物引受け合計通数 (10%)課税計 (内消費税計 非課税計) | | 725通 ¥48,575 ¥4,415) |
| 合計 | | ¥48,575 ¥50,005 ¥1,430 |

お預り金額
おつり

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱番号: 2023年3月13日 14:15
 電話番号: No. 230313A1399
 運送会社: 高限郵便局
 TEL: 0994-45-2042

資料購入費 領収書等貼付台紙

領 収 証

No 041770

令和 5年 3月 9日

伊野 幸二 様

組合員
員外

¥

6,860 -

税抜
税込

鹿児島きもつき農業協同組合

取 入
印 紙

但し 地上代金とて

内訳 R4.5月号～R5.3月号

広報課

担当部署

担当者

※ 組合員との取引は、印紙税第5条により非課税

令和 4年 12月 27日

領収書

伊野 幸二 様

¥15,600

新聞購読料令和4年5月～令和4年12月

上記金額正に領収いたしました

消費税

¥1,418-

〒893-0061

鹿児島県鹿屋市上谷町9-5-5

有限会社南九州新聞社

代表取締役 米永新人

電話 0994-42-3544

Fax 0994-42-3543